

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 手数料額 令和3年4月1日

<表示認定(第41条第2項)>

(単位:円)

		申請の種類	(1)適合証有	(2)適合証無	
一戸建て住宅	性能基準	当該住宅の床面積の合計 200㎡未満	5,100	34,400	
		当該住宅の床面積の合計 200㎡以上		38,400	
	モデル住宅 仕様基準	当該住宅の床面積の合計 200㎡未満		17,700	
		当該住宅の床面積の合計 200㎡以上		19,100	
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	性能基準	当該部分の床面積の合計 300㎡未満	9,700	69,100
			当該部分の床面積の合計 300㎡以上 2,000㎡未満	21,000	116,000
			当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,000	196,000
			当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上	81,000	281,000
		フロア 入力法	当該部分の床面積の合計 300㎡未満	9,700	33,100
			当該部分の床面積の合計 300㎡以上 2,000㎡未満	21,000	58,000
			当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,000	104,000
			当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上	81,000	157,000
	非住宅の部分	モデル 建築物法	当該部分の床面積の合計 300㎡未満	9,700	87,100
			当該部分の床面積の合計 300㎡以上 1,000㎡未満	16,700	110,700
			当該部分の床面積の合計 1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,100	145,700
			当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,400	235,700
			当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上 10,000㎡未満	128,000	309,000
			当該部分の床面積の合計 10,000㎡以上 25,000㎡未満	161,000	371,000
			当該部分の床面積の合計 25,000㎡以上	201,000	435,000
		標準 入力法等	当該部分の床面積の合計 300㎡未満	9,700	227,100
			当該部分の床面積の合計 300㎡以上 1,000㎡未満	16,700	284,400
			当該部分の床面積の合計 1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,100	367,100
			当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,400	523,700
			当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上 10,000㎡未満	128,000	646,000
	当該部分の床面積の合計 10,000㎡以上 25,000㎡未満	161,000	763,000		
	当該部分の床面積の合計 25,000㎡以上	201,000	871,000		

- ※1) BEST省エネ基準対応ツール(省令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー性能を適切に評価できる方法と認める評価方法)について、手数料の額は、「標準入力法等」と同額とする。
- ※2) 共同住宅の表示認定において、性能基準またはフロア入力法により計算を行う場合、共用部分を除くことができる。この場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
- ※3) 共同住宅の表示認定において、仕様基準より計算を行う場合の場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
- ※4) 住宅部分の額及び非住宅部分の部分を合算した額とする。